

# 独立行政法人大学入試センター非常勤職員介護休業等規則

平成18年4月1日  
規則第26号

改正 平成28年12月27日規則第16号

改正 令和4年3月31日規則第12号

## 独立行政法人大学入試センター非常勤職員介護休業等規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則（平成18年規則第23号）第46条の規定により、独立行政法人大学入試センターに勤務する非常勤職員の介護休業等に関する必要な事項を定めるものとする。

### (法令との関係)

第2条 非常勤職員の介護休業等に関しては、この規則に定めるもののほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及びその他の法令に定めるところによる。

### (介護休業)

第3条 介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日後までの間にその雇用期間（雇用期間が更新される場合にあっては、更新後の雇用期間）が満了することが明らかでない非常勤職員は、負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するため、対象家族の各々が介護を必要とする状態ごとに、3回を超えるか、かつ、通算して93日の期間内において、介護休業をすることができる。

2 前項に規定する「対象家族」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（非常勤職員と法律上の親子関係がある子をいい、養子を含む。以下同じ。）、祖父母、孫、兄弟姉妹及び配偶者の父母

二 職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

### (適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する職員は、前条の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

- 一 既に介護休業をしたことがある職員（当該介護休業に係る対象家族が当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合には、当該対象家族については介護休業をすることができない。ただし、厚生労働省令で定める特別な事情がある場合は除く。）
- 二 当該対象家族について介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までとし、2回以上の介護休業をした場合にあっては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数）が93日に達している職員
- 三 職員の過半数を代表する者との書面による協定の定めるところにより除外された次の職員
  - イ 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

- ロ 当該申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
  - ハ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- (職員介護休業等規則の規定の準用)

第5条 独立行政法人大学入試センター職員介護休業等規則（平成18年規則第18号。以下「職員介護休業等規則」という。）第5条から第25条まで（第13条第2項及び第21条を除く。）の規定は、非常勤職員の介護休業等について準用する。この場合において、第10条第1項中「186日」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 独立行政法人大学入試センター非常勤職員育児休業等規則（平成18年規則第25号）第19条の規定は前項の規定において準用する職員介護休業等規則第16条の規定による介護部分休業について、同規則第24条第1項の規定は前項の規定において準用する職員介護休業等規則第22条の規定による時間外勤務の制限についてそれぞれ準用する。この場合において、同規則第19条中「育児部分休業」とあるのは「介護部分休業」と、同規則第24条第1項中「3歳に満たない子を養育する非常勤職員が当該子を養育するために」とあるのは「対象家族を介護する非常勤職員が当該対象家族を介護するために」と読み替えるものとする。

(介護休業等をしている非常勤職員の給与の取扱い)

第6条 介護休業又は介護部分休業をしている非常勤職員には、その期間中又はその勤務しない時間の給与は支給しない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるものほか必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及びその他の法令の規定により介護休業を承認され、当該介護休業の期間の末日がこの規則の施行の日以後とされていた者については、この規則の施行の日において、この規則による介護休業とするものとする。この場合の介護休業の期間は、旧法令の規定による介護休業期間の残存期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年12月27日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。